

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平	・	・	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2						
(2) の内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3				均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4					均等益金算入額 (17)×—	18
積立 限度 額の 計算	空港用地取得の計 価額算	5				同上以外の場合による 益金算入額	19	
	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	6					計 (18)+(19)	20
積立 限度 額の 計算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7				当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
	新関空会社所得金額	8				期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22	
積立 限度 額の 計算	新関空会社欠損金額	9				貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10					差引 (23)-(22)	24
積立 限度 額の 計算	得基準額					照表の取崩不足額 $(2)-(23)-(前期の(23))$	25	
積立 限度 額の 計算	空港用地整備債務基準額 $(12)-(16)-(19)$ (マイナスの場合は0)	13				限度超過額 $(2)-(14)$	26	
積立 限度 額の 計算	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14				当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27	
積立 限度 額の 計算	当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)	15				前期末における差額 (前期の(24))	28	

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10404」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額